

一般社団法人 日本救急救命士会
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本救急救命士会と称する。

2 当法人の英文名は、Japan Emergency Life-Saving Technician Association と表記し、略称は JELSTA とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を、東京都中野区 に置く。

(目的)

第3条 当法人は、救急救命士が教育と研鑽に根ざした専門性に基づき、救急医療の質の向上を図るとともに、国民の幸福を追求し続けられる環境づくりを推進し、社会のあらゆるニーズに応える救急救護領域の開発と展開を図ることにより、国民の安全と安心に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 救急医療の質の向上に関する事業
- (2) 救急救命士の教育と研修に関する事業
- (3) 職業倫理の向上に関する事業
- (4) 救急救命士制度への提言に関する研究事業
- (5) 救急救命士相互の職域を支援する事業
- (6) 救急救命士の就職支援に関する事業
- (7) 公共福祉の向上に関する事業
- (8) 他の医療従事者との連携事業
- (9) 学術研究の振興に関する事業
- (10) 救急救命士の国際交流に関する事業
- (11) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会員

(会員)

第6条 当法人は、以下の会員をもって構成する。

(1) 正会員 救急救命士の国家資格を有する者で、当法人の目的に賛同し、所定額の会費を納めた個人

(2) 名誉会員 当法人のために特に功労のあった者で、会長の推薦により理事会の議を経て評議員会で承認された個人

(3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、所定会費を納入して会計面を支援する団体または個人

(入会)

第7条 正会員、賛助会員として、当法人に入会を希望する個人又は団体は、所定の事項を記載した入会申込書に入会金をそえて、当法人の事務局に申し込むものとする。

2 正会員の入会については、入会申込書の審査、受理をもって、当法人の会員となる。

3 賛助会員の入会については、理事会においてその可否を決定するものとする。

4 賛助会員の入会についてその他必要な事項は、定款第56条の定款施行細則（以下「細則」という。）に定める。

(会費)

第8条 正会員、賛助会員は、細則に定める会費を支払わなければならない。

2 前項に定める正会員の会費については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第27条に規定する経費とする。

3 名誉会員については、会費の支払いを免除する。

(退会)

第9条 退会を希望する会員は、その旨を当法人に届け出ることにより、いつでも任意に退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1カ月以上前までに当法人に届出なければならない。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、総評議員の半数以上であって、かつ総評議員の議決権の 3 分の 2 以上の評議員会の特別決議（以下「特別決議」という）により当該会員を除名することができる。ただし、この場合、当該会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款に違反した場合
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為をした場合
- (3) その他、除名すべき正当な事由があった場合

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合によるほか、次のいずれかに該当するに至った場合は、会員はその資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく、2 年以上年会費の納入を怠った場合
- (2) 総評議員の同意があった場合
- (3) 個人である会員が死亡し、または失踪宣告を受けた場合
- (4) 団体である会員が解散した場合

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前 3 条の規定により会員資格を喪失した場合は、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失した場合であっても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 評議員

(評議員)

第 13 条 当法人は、次条の規定に従い、正会員の中から評議員を選任する。

2 前項により選任された評議員をもって一般法人法上の社員とし、本定款及び細則においては、一般法人法上の社員を「評議員」と表記する。

(評議員の選任)

第 14 条 評議員は、細則に定める諸条件を具備した者であって、正会員の立候補、所定の審査申請をした正会員の中から、細則に定める評議員選出委員会での審査を経て、評議員会

の決議により選任する。

2 その他、評議員の選任に関して必要な事項は、細則において定める。

（評議員の任期）

第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

（評議員ではない正会員による権利の行使等）

第 16 条 当法人の評議員ではない正会員についても、一般法人法に規定された次に掲げる評議員の権利を、評議員と同様に当法人に対して行使することができる。

- （1）一般法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- （2）一般法人法第 32 条第 2 項の権利（評議員（社員）名簿の閲覧等）
- （3）一般法人法第 50 条第 6 項の権利（評議員（社員）の代理権証明書面等の閲覧等）
- （4）一般法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- （5）一般法人法第 57 条第 4 項の権利（評議員（社員）総会の議事録の閲覧等）
- （6）一般法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- （7）一般法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- （8）一般法人法第 246 条第 3 項の権利、第 250 条第 3 項及び 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（評議員の資格の喪失）

第 17 条 評議員はいつでも任意に、評議員を辞任することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1 カ月以上前までに当法人に届出なければならない。

2 前項の場合によるほか、当法人の評議員は、以下の事由により、その評議員たる資格を喪失する。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。

- （1）第 9 条乃至第 11 条の規定により、当法人の会員の資格を喪失した場合
- （2）総評議員の同意があった場合
- （3）連続して 2 年間、正当な理由なく評議員会を欠席したとき
- （4）満 70 歳に達したとき（期中に満 70 歳に達した場合は、当該事業年度の末日に資格喪失となるものとする）

（評議員名簿）

第 18 条 当法人は、評議員の氏名及び住所並びに通知方法等を記載した名簿を作成し、当法人事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 前項の評議員会をもって、一般法人法上の社員総会とし、本定款及び細則においては、一般法人法上の社員総会を「評議員会」と表記する。

3 評議員会における議決権は、評議員1名につき、1個とする。

4 評議員会には、名誉会員も出席することができるが、議決権は有しない。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款及び細則の変更
- (2) 評議員の選任
- (3) 名誉会員の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 理事及び監事の選任又は解任
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 事業計画及び収支予算の承認
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

(種類)

第21条 当法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。定時評議員会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に開催する。臨時評議員会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 総評議員の議決権の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第22条 評議員会は、理事会決議に基づき、会長が招集する。

2 前条第2項第2号に該当する場合は、その書面の到達した日から30日以内の日を会日

とする臨時評議員会の招集通知を発しなければならない。

3 評議員会を開催するときは、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各評議員に対して通知を発しなければならない。なお、評議員の承諾がある場合は、書面に代えて電磁的方法による通知を発することができる。

4 評議員会は、その評議員会において議決権を行使することができる評議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議方法)

第23条 評議員会は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員の出席（書面・電磁的方法による議決者及び議決委任者によるみなし出席も含む。）がなければ、議事を行い、議決することができない。

2 やむをえない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、または他の評議員を代理人として議決を委任することができる。

3 前項の場合、その評議員は出席したものとみなす。

4 評議員会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席評議員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議長)

第24条 評議員会の議長は会長が行う。ただし、会長に事故があるときは、当該評議員会において選任された他の理事がこれを行う。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び議事録作成に係る職務を行った理事が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員及び役職)

第26条 当法人には、次の役員及び役職を置く。

- (1) 理事 7名以上20名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- (3) 顧問 若干名

2 理事の中から会長1名、副会長3名以内を選定する。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 監事のうち1名は会計処理について十分な知識と経験を有する者とし、会員資格の有無を問わないが、理事会で決定し、社員総会の承認により選任する。

5 顧問は会員資格の有無を問わないが、理事会で決定し、社員総会の承認により選任する。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、法令及び細則の規定に基づき、当法人の評議員の中から、評議員会の決議によって選任する。ただし、必要がある場合は、評議員以外の者から選任することができるものとする。

2 会長及び副会長は、理事会において選定する。

3 監事は、当法人の理事又は事務局を兼ねることが出来ない。

(理事の職務・権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、当法人を代表し、当法人の業務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、法人の業務を執行する。

4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長の代表権の行使に該当しない業務執行につき、副会長がその職務を代行する。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は、次の職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 当法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 評議員会、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を

評議員会に報告すること。

(7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。なお、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第31条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議によらなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

(顧問)

第32条 当法人は、理事会の諮問機関として、評議員会の決議により、顧問を選任することができる。

2 顧問は、主に当法人の国内外での事業に関して補佐する。

3 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

4 顧問の任期等、その他必要な事項は、理事会において別に定める。

(報酬等)

第33条 理事及び監事並びに顧問の報酬等は、当面の期間無報酬とする。

2 理事及び監事並びに顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(種類)

第34条 当法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に2回開催（ただし、4か月を超える間隔で開催）する。

3 前項の通常理事会において、会長、副会長は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第29条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第4項第3号により理事が招集する場合及び前条第4項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第4項第3号による場合は、理事が、前条第4項第4号後段による場合は、監事が、理事会を招集する。

3 会長は、前条第4項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議方法)

第36条 理事会の議長は、会長が行う。ただし、会長に事故があるときは、理事会により予め定めた順序により、他の理事がこれを行う。

2 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を行い、議決することができな

い。

3 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

(報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、会長並びに出席した監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 会員総会

(会員総会)

第 40 条 会員総会は、正会員、名誉会員及び賛助会員をもって構成する。

2 会員総会は、毎年 1 回、評議員会開催日に合わせて開催し、次の各号に掲げる項目について報告を行うものとする。ただし、会員総会が天災・疫病蔓延等により開催が困難である場合、または評議員会がインターネット等を使用した方式により開催される場合は、理事会決議に基づき、当法人のホームページに報告事項を掲載することで、会員総会の開催に代えることができる。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他、理事会が必要と認めた事項

3 会員総会は会長が招集し、議長となる。

第8章 委員会

(委員会)

第41条 当法人には、その事業の円滑な実施を図るため、必要に応じて理事会の決議により委員会を設置、または解散することができる。

2 各委員会には、理事会の決議により担当理事を置く。

3 各委員会の委員長は、理事会の決議により選定し、会長が委嘱する。

4 各委員会の委員は、委員長及び担当理事の協議により選任し、会長がこれを委嘱する。

5 委員長及び委員の任期は、担当理事の任期に準じるものとする。ただし、各委員会の職務に鑑み、委員会毎に個別に任期を定めることができる。

6 委員会に関し、委員長、委員の資格、任期等その他必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 事務局及び事務局長

(事務局及び事務局長)

第42条 当法人の事務を処理するため、理事会の決議により事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て、評議員の中から指名する。

4 事務局長は庶務を担当し、会長を補佐する。なお、事務局長は理事会に出席し、説明を行い、あるいは意見を述べることができるが、議決権を有しない。

5 事務局長の任期は2年とし、再任を妨げないが、3期を超えることはできない。

6 その他、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第10章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第43条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 44 条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第 45 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時評議員会における決議を経た後、理事会の決定したところに従って行う。

(代替基金の積立て)

第 46 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(基金利息の禁止)

第 47 条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第 11 章 計 算

(事業年度)

第 48 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会に承認を諮るものとする。

2 予算が成立していない期間については、理事会の決議により、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を構成し、収入を得又は支出することができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 会長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、定時評議員会に提出し、(3)の書類についてはその内容を報告し、(1)、(2)及び(4)の各書類については承認を求めなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(3) 事業報告書

(4) 附属明細書

(剰余金の処分制限)

第 51 条 当法人は、会員、評議員、その他の者又は団体に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第 12 章 定款変更、合併及び解散等

(定款変更)

第 52 条 本定款を変更するには、評議員会の特別決議によらなければならない。

(合併等)

第 53 条 当法人は、評議員会の特別決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第 54 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号乃至第 7 号に規定する事由によるほか、評議員会の特別決議により解散することができる。

(残余財産の分配)

第 55 条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、各評議員及び会員に分配しない。

2 前項の場合、当法人の残余財産は、国又は地方公共団体、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする。

第 13 章 雑 則

(定款施行細則)

第 56 条 本定款の施行及び当法人の運営に関して必要な事項は、評議員会の決議により定款施行細則として別に定める。

(定款等に定めのない事項)

第 57 条 本定款及び細則に定めのない事項については、すべて一般法人法及びその他法令によるものとする。

第14章 附 則

(設立時評議員の氏名及び住所)

第58条 当法人の設立時評議員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

(氏名) 石塚 光宣
(氏名) 植田 広樹
(氏名) 喜熨斗 智也
(氏名) 後藤 奏
(氏名) 津波古 憲
(氏名) 中川 貴仁
(氏名) 福岡 範恭
(氏名) 増茂 誠二
(氏名) 三上 剛人

※住所記載は省略

(設立時理事、設立時会長及び設立時監事)

第59条 当法人の設立時理事、設立時会長、設立時副会長及び設立時監事は、次のとおりとする。

(設立時理事) 喜熨斗 智也、福岡 範恭、植田 広樹、後藤 奏、津波古 憲、
中川 貴仁、三上 剛人
(設立時会長) 喜熨斗 智也
(設立時副会長) 福岡 範恭
(設立時監事) 石塚 光宣、増茂 誠二

(最初の事業年度)

第60条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

一般社団法人 日本救急救命士会
定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本定款施行細則（以下「本細則」という。）は、一般社団法人 日本救急救命士会（以下「当法人」という。）の定款の施行、その他当法人の管理運営につき必要な事項を定める。

第2章 会費

(会費)

第2条 当法人の入会金・会費は、次のとおりとする。

・ 入会金：金 5,000 円

・ 年会費

(1) 正会員 金 5,000 円（ただし入会初年度無料）

(2) 正会員（評議員） 金 10,000 円

(3) 賛助会員 金 100,000 円（一口以上）

2 名誉会員は、会費を免除するものとする。

第3章 評議員の選任

(評議員総数)

第3条 評議員の総数は、当面の間、100 名程度とする。

(評議員候補者資格)

第4条 当法人の正会員であって、評議員になるため審査を受けようとする者（以下「評議員候補者」という。）は、評議員審査申込みの申請時に以下の諸条件をすべて具備していなければならない。

(1) 救急救命士国家資格取得後5年、連続して3年以上当法人の正会員であり、かつ会費を完納していること

(2) 評議員1名の推薦があること。ただし、再任の場合は不要とする。

(3) 救急業務に関して十分な実績（※）を有していること

※学会及び全国救急隊員シンポジウムでの発表・講師・座長、救急救命に関する標準化コー

スでの指導または受講歴、医療系学生等への教育歴

(4) 再任を希望する評議員候補者の場合、現任中に連続して評議員会を2回以上欠席していないこと（現地出席・Web会議システムによる出席いずれも可とする。）ただし、正当な事由により出席していない場合は除くものとする。

2 前項の規定に関わらず、理事会が評議員として相応しいと認めた者も評議員候補者となることができる。

（公示）

第5条 会長は、理事会、評議員選出委員会の定める適宜の時期に、以下の各号を正会員に公告（または通知）しなければならない。なお、公告は当法人のホームページに掲載する方法により行う。

- ① 選出する評議員の総数
- ② 審査申請書類の交付請求締め切り期日
- ③ 審査申請書類の受理締切日（当日消印まで有効）
- ④ 立候補に必要な条件
- ⑤ その他、評議員選出委員会、理事会で定めた事項

（審査申込み）

第6条 評議員候補者（第3条第2項の評議員候補者、再任を希望する評議員候補者も含む。）は、前条第3号の受理締切日までに、審査申請書類を郵便（書留、簡易書留、レターパック等の追跡ができる郵便形式、またはインターネットを使用した形式）にて、当法人に提出しなければならない。

（評議員選出委員会の構成）

第7条 評議員選出委員会は、以下の8名により構成する。

- ① 選出委員長 1名
- ② 選出副委員長 1名
- ③ 選出委員 6名

2 前項の評議員選出委員会の構成員は、定例の評議員選出が行われる前年度の理事会において、以下の規定により選任し、会長が委嘱する。

- ① 選出委員長は、理事の中から理事会の決議により選任する。
- ② 選出副委員長は、選出委員長が指名する。
- ③ 選出委員は、選出委員長が評議員の中から指名する。

3 委員の任期は4年（選任後、4年後に実施される第8条第1号の定例選出の作業が終了するときまで）とする。再任を妨げないが、2期を超えてはならない。なお、委員の構成は半数以上の交代を原則とする。

4 選出委員に欠員が生じた場合は、第2項の定めに従い欠員を補充するものとする。

(評議員選出委員会の開催)

第8条 評議員選出委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 評議員選出委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。なお、委任状による出席は認めない。

3 評議員選出委員会の議長は、選出委員長が務める。

4 評議員選出委員会の決議は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長が決するところによる。

5 評議員選出委員会の議事録は、委員長が作成し、署名又は記名捺印のうえ、事務局に保管する。

6 評議員選出委員会の議事内容は原則非公開とする。

(選出手順等)

第9条 評議員選出委員会は、評議員候補者から申請された審査申請書類を審査し、以下の手順等により評議員を選出する。

(1) 定例選出

第6条の規定により審査申込みのあった評議員候補者を対象に、評議員選出委員会での審査、および理事会への報告を経た後、最初に開催される定時評議員会においてその承認決議を行う。ただし、評議員の選出は原則として4年毎に実施するものとする。

(2) 臨時(追加)選出

前号の規定にかかわらず、以下に定める場合は、評議員選出委員会での審査、および理事会への報告を経た後、最初に開催される評議員会においてその承認決議を行う。

① 評議員数が著しく減少し、理事会が追加選出を要すると認めた場合

② 会員数が増加等、理事会が追加選出を要すると認めた場合

(評議員の選任等)

第10条 評議員候補者は定款第13条第1項の規定により、評議員会での承認をもって、当法人の評議員となる。

2 評議員の任期等は、定款の規定による。

(評議員選任にかかる規定外事項)

第11条 本章に定めるほか、評議員の選任につき必要な事項は、理事会において定めるものとする。

第4章 役員の選任

(選挙理事・選挙監事)

第12条 理事及び監事の選任は、選挙により行う。選挙により選任される理事及び監事を選挙理事、選挙監事とし、選挙理事は17名以内、選挙監事は2名以内とする。

2 会長は、選挙が行われる年の理事会で定めた適宜の時期に、以下の各号を評議員に公告（または通知）しなければならない。なお、公告は当法人のホームページに掲載する方法により行う。

- ① 理事候補者、監事候補者への立候補に必要な条件
- ② 理事候補者、監事候補者への立候補に必要な書類等
- ③ 立候補書類の請求と送付方法
- ④ 立候補書類の受理締切日（当日消印まで有効）
- ⑤ その他、理事会で定めた事項

3 選挙理事及び選挙監事の資格は、原則として次のとおりとする。

- ① 評議員であり、かつ会費を完納していること。
- ② 任期満了に伴う改選の年の4月1日現在において、満68歳未満であること。

(立候補等)

第13条 理事候補者及び監事候補者に立候補しようとする者は、前条第2項第4号の受理締切日までに、所定の立候補書類を郵便（書留、簡易書留、レターパック等の追跡ができる郵便形式、またはインターネットを使用した形式）にて、当法人事務局に提出しなければならない。

2 評議員は、他の評議員を理事候補者及び監事候補者の立候補者として、推薦することができる。ただし、被推薦者の承諾を得なければならない。

3 理事候補者及び監事候補者に立候補できるのは、前条の公告時に評議員である者とする。ただし、監事の職務の独立性、重要性に鑑み、監事候補者については、理事会の承認を経て、評議員以外の者（名誉会員を含む。）を推薦し、立候補者とするのを妨げない。

(非選挙理事・非選挙監事)

第14条 前2項の規定にかかわらず、理事会の決議により、選挙によらない理事（以下「非選挙理事」という。）3名以内、選挙によらない監事（以下「非選挙監事」という。）の選任を評議員会に諮ることができる。

2 非選挙理事、非選挙監事は、定款第27条第1項但書の規定に基づき、当法人の評議員以外から選任することを妨げない。

(理事及び監事選挙の投票等)

第 15 条 選挙理事 17 名以内 及び選挙監事 2 名以内の選挙は、評議員の投票により行う。
なお、委任状による投票は認めない。

2 名誉会員、非選挙理事（投票時に評議員の資格を有する者を除く）は、選挙権を有しない。

3 投票は、所定の用紙に理事 5 名、監事 2 名を連記する方法により行う。

4 有効得票数の最も多い者から順次、理事は上位 17 名、監事は上位 2 名を当選者とする。

5 得票数が同数の場合は、会員歴の長い者をもって当選者とする。

6 前項の当選者及び非選挙理事、非選挙監事につき、定時評議員会にその承認を諮るものとし、その承認決議を受けて当法人の理事及び監事として選任される。

7 当選者が理事及び監事に選任された後、辞任、死亡等により理事又は監事に欠員が生じた場合、新たに選挙は行わず、次点者のうちから得票数の多い順に、順次、欠員を補充のための理事候補者又は監事候補者として評議員会に選任を諮ることができる。

(選挙の特則)

第 16 条 選挙理事及び選挙監事の立候補者がそれぞれ所定の人数（選挙理事 17 名、選挙監事 2 名）に達しない場合は、選挙を行わず、立候補者全員が当選者となり、当該当選者の選任を定時評議員会に諮るものとする。

2 立候補者が定款第 25 条第 1 項に規定する定数の下限を割る場合は、理事会の決議により、定数の下限を満たす人数の理事候補者及び監事候補者を選出するものとする。

3 前項の監事候補者は、評議員以外から選出することを妨げない。

4 天災、疫病の蔓延等により物理的な評議員会の開催、評議員の出席が困難である場合には、理事会の決議に基づき、郵送又はインターネットを利用した投票により選挙理事及び選挙監事候補者の選挙を実施することができる。

(理事・監事選任にかかる規定外事項)

第 17 条 本章に定めるほか、理事及び監事の選任につき必要な事項は、評議員会において定めるものとする。

第 5 章 会長の選定及び任期

(会長、副会長の選定)

第 18 条 会長および副会長は、選挙を実施した評議員会後に開催される新理事会において選定する。

2 会長および副会長の選定方法は、理事会において定める。

3 会長および副会長は、再任を妨げないが、連続して3期までとする。

第6章 定款施行細則の改廃

(改廃)

第19条 本細則の改正又は廃止は、評議員会の決議によらなければならない。

第7章 雑 則

(規定外事項)

第20条 本細則に規定のない事項については、評議員会又は理事会の決議により制定する内規による。

附則1. 天災、疫病の蔓延等により物理的な評議員会の開催、評議員の出席が困難である場合には、理事会の決議に基づき、郵送又はインターネットを利用した投票により選挙理事及び選挙監事候補者の選挙を実施することができる。